

スポーツツーリズムデータマネジメント活用事業業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

本審査要領は、スポーツツーリズムデータマネジメント活用事業業務委託の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

企画提案書、経費見積書、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料、企画提案者によるプレゼンテーション等に基づき審査する。

3 審査委員

審査会は、次の審査委員4名をもって構成する。

- (1) スポーツ振興課長
- (2) スポーツ振興課政策監
- (3) スポーツ振興課長が指名する者2名

4 審査評価方法

- (1) 評価項目及び評価観点については資料4「企画提案競技評価票」の通りとし、評価票1から5の評価項目の合計を100点満点とする。
- (2) 評価項目それぞれについて(ア)により5段階評価を行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。
ただし、評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については(ア)の評価基準によらず、条件を満たした項目について評価基準(イ)(ウ)の通り評価点を与え加点する。

(ア) 5段階評価

評価点	評価基準
5	記載・説明された内容が特に良い。
4	記載・説明された内容が良い。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや劣る。
1	記載・説明された内容が劣る。

(イ) 賃金水準の向上に関する取組の評価基準及び配点

大区分	小区分	評価点
給与等受給者一人当たりの平均 給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3
	2. 00%以上	4
	3. 00%以上	5

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

(ウ) 女性の活躍推進に関する取組の評価基準及び配点

大区分	小区分		評価	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員 100 人 以下の企業に 限る	女活法※2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法※2		
えるぼしチャレンジ企業認定※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進 法※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰／子ども・ 子育て支援知事表彰／ 男女共同参画社会づくり表彰		各 0.5	最大 1

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

5 委託候補者の選定

- (1) 見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。
- (2) 審査委員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価票を作成する。
- (3) 各審査委員の評価票の点数を集計し、評価点の総合点が高い順に順位を付ける。
- (4) 各審査委員の評価における順位や意見を基に、総合的な順位を決める。ただし、合計点が満点の6割に満たない場合には、委託候補者を選定しないことがある。